

広島県循環器病対策推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）第11条に規定する都道府県計画である「広島県循環器病対策推進計画」（以下「計画」という。）の策定及び施策等の推進を図るため、「広島県循環器病対策推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の進捗及び評価に関すること。
- (3) その他循環器病対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、広島県健康福祉局長（以下「局長」という。）が任命する。

- (1) 循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者
- (2) 救急業務に従事する者
- (3) 循環器病に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者
- (4) 学識経験のある者
- (5) その他循環器病対策の推進に関し、局長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長が指名する委員を充て、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長は、協議会の議長となる。

2 会長が必要があると認めるときは、協議会に委員以外の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 委員（会長及び副会長を除く。）は、やむを得ない事由があるときは、当該委員が適当と認める者を代理委員に選任し、協議会に出席させることができる。この場合において、前2項中、「委員」とあるのは、「委員（代理委員を含む。）」と読み替えるものとする。

（部会）

第7条 協議会に、より専門的な事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会の委員及び部会を代表する委員は、局長が指名する。

3 部会は、協議会が付託した事項について調査又は検討し、その結果を協議会へ報告するものとする。

（事務局）

第8条 協議会の事務局は、広島県健康福祉局健康づくり推進課に置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。